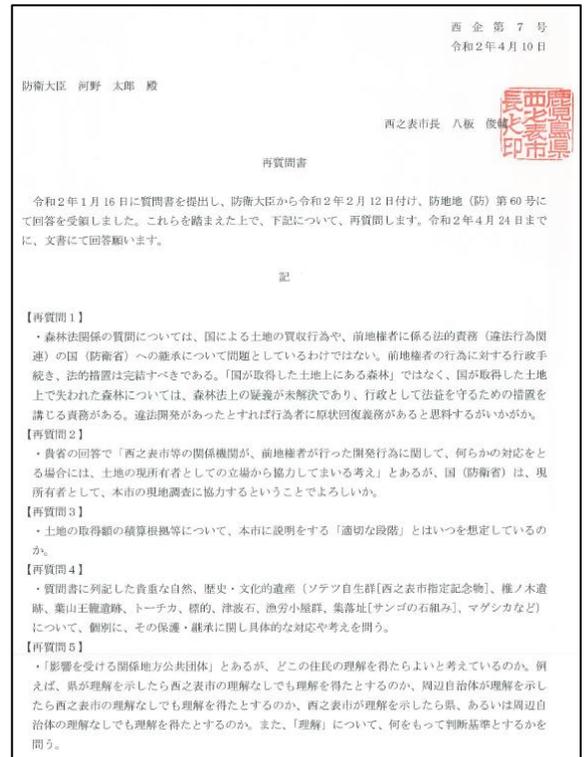


防衛大臣宛ての再質問書と回答

令和2年1月16日に市長が防衛省を訪問し、米軍空母艦載機離着陸訓練(FCLP)の恒久的施設の建設が計画されている馬毛島について、常々、市民や議会等から寄せられる疑問点など4項目にわたる質問書を防衛大臣宛てに提出しました。その回答書が2月14日(文書は2月12日付け)に防衛省から送付されましたが、その回答内容は、国は馬毛島の瑕疵のある土地を意図的に購入する中、その手続や根拠が不透明なままであり、地元の疑問に応えるものではありませんでした。

この防衛省の回答を受け、国に対して再確認をする必要があると判断したことから、4月10日に「再質問書」を提出し、その回答書が4月27日(文書は4月22日付け)に防衛省から送付されたところです。



～今回の本市と防衛省の再質問及び回答内容は以下のとおりです。～

～市再質問1～

・森林法関係の質問については、国による土地の買収行為や、前地権者に係る法的責務(違法行為関連)の国(防衛省)への継承について問題としているわけではない。前地権者の行為に対する行政手続き、法的措置は完結すべきである。「国が取得した土地にある森林」ではなく、国が取得した土地で失われた森林については、森林法上の疑義が未解決であり、行政として法益を守るための措置を講じる責務がある。違法開発があったとすれば行為者に原状回復義務があると思料するがいかか。

～再質問1に係る防衛省回答～

1. 馬毛島における施設整備に当たっては、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うため、環境影響評価を実施するなど、関係法令等に基づき、適切に対応してまいります。
2. なお、森林法に関するお尋ねについては、前回の回答のとおりで繰り返しのなりますが、あえて申し上げれば、以下のとおりです。
 - (1) 防衛省において把握している限りでは、前地権者による開発行為に対して、森林法に違反していることを理由として何らかの処分が行われたとは承知していません。
 - (2) また、公害等調整委員会の裁定書についても、前地権者による開発行為の違法性そのものを判断しているものとは承知していません。
 - (3) したがって、今回の土地の取得によって、防衛省が、前地権者による違法な開発行為を容認しているといった御指摘には当たらないものと考えています。
 - (4) その上で付言すれば、国が取得した土地上にある森林は、林地開発許可制度等の対象外となり、原状回復義務が生じることはないと認識しています。

～市再質問2～

- ・ 貴省の回答で「西之表市等の関係機関が、前地権者が行った開発行為に関して、何らかの対応をとる場合には、土地の現所有者としての立場から協力してまいる考え」とあるが、国（防衛省）は、現所有者として、本市の現地調査に協力するということでよろしいか。

～再質問2に係る防衛省回答～

1. 前回の回答にて言及したとおり、前地権者が行った開発行為に関して、西之表市等の関係機関が何らかの対応をとる場合には、その内容を精査した上で、防衛省としての協力の内容を決めていく考えです。
2. まずは、前地権者への対応状況や検討される現地調査の内容等について、事務的に御説明を伺うことから始めることになると思います。

〔今後の市の方向性〕

現地調査をすべく国に申し入れたい。

～市再質問3～

- ・ 土地の取得額の積算根拠等について、本市に説明をする「適切な段階」とはいつを想定しているのか。

～再質問3に係る防衛省回答～

1. 馬毛島の土地の取得に向けた手続の進捗状況を踏まえ、「適切な段階」の判断をしたいと考えていますが、現時点では、その判断に至っていません。

〔今後の市の方向性〕

本市として不動産鑑定評価を実施したい。

～市再質問4～

- ・質問書に列記した貴重な自然、歴史・文化的遺産（ソテツ自生群[西之表市指定記念物]、椎ノ木遺跡、葉山王籠遺跡、トーチカ、標的、津波石、漁労小屋群、集落址[サンゴの石組み]、マゲシカなど）について、個別に、その保護・継承に関し具体的な対応や考えを問う。

～再質問4に係る防衛省回答～

1. お尋ねの「具体的な対応や考え」については、基本的な施設配置案の検討に係る調査とともに、動植物の生息・生育状況等の環境調査をはじめとした環境影響評価手続において、事業の実施が周辺環境に及ぼす影響の予測を行った上で、検討していくこととしております。
2. お尋ねにお答えするためにも、貴市からの諸般の御協力をお願いいたします。

〔今後の市の方向性〕

市史編さん及び文化財関連の調査を進めたい。

～市再質問5～

- ・「影響を受ける関係地方公共団体」とあるが、どこの住民の理解を得たらよいと考えているのか。例えば、県が理解を示したら西之表市の理解なしでも理解を得たとするのか、周辺自治体が理解を示したら西之表市の理解なしでも理解を得たとするのか、西之表市が理解を示したら県、あるいは周辺自治体の理解なしでも理解を得たとするのか。また、「理解」について、何をもちいて判断基準とするかを問う。

～再質問5に係る防衛省回答～

1. 馬毛島における施設整備に当たっては、影響を受ける関係地方公共団体に対して丁寧に説明を行ってまいります。地元の御理解について何らかの「判断基準」を示すことは困難ですが、いずれにせよ、一つ一つの御説明を積み重ねながら、地元の御理解と御協力を得られるよう努力してまいります。

～防衛省からの回答を受け、～

今回、本市の再質問に対する防衛省からの回答は、前回の質問の回答とほとんど変わっていませんでした。地元の疑問に答えるものではなく、誠実さや丁寧さに欠けているように受け止めざるを得ません。

現地調査申し入れや市による不動産鑑定評価、市史に関する各種調査等を進めたいと考えています。

そもそも、本市が防衛省に対して発している質問につきましては、市民のみなさまの権利を守り義務を課す地方自治体として馬毛島をめぐるこれまでのさまざまな疑問を紐解いた上で、今私たちが問われている FCLP 施設設置問題に向き合っていく必要があると考えているからです。

国の姿勢は、納得のいく説明のないまま、なし崩し的に進める気配です。間違いがあれば正し、不透明であれば明らかにすることが行政としての責務であり、引き続き、対応が必要です。

馬毛島と共存し、支え合ってきた歴史を振り返りますとなおさら、疑問の解消を図り、馬毛島の本来あるべき姿(利活用策)を明らかにしていかなければなりません。

